

第 2 回草津市議員報酬および特別職給料審議会 会議録

～開会～

事 務 局	本日の会議は「草津市市民参加条例」第 9 条第 3 項の規定に基づき、本審議会を公開するものとし、進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 本日は委員定数 7 名に対して 6 名の出席ですので草津市議員報酬および特別職給料審議会条例第 5 条の規定に基づき、会議が成立していることを報告します。なお、会長が欠席ですので、本日の会議は職務代理者に議事を進めていただきますのでよろしくお願いいたします。
職務代理者	それでは、議事に入ります。前回の審議会では、議員報酬および特別職の給料の額について、事務局からの説明の後に審議を行い、改定の方向性については、「引上げ」の方向で委員皆様の意見は一致したものの、改定額についてはもう少し議論が必要とのことでしたので、本日 2 回目の審議会を開催させていただいたところでございます。 早速ではございますが、次第 2、本日の審議内容について事務局より説明をお願いします。
	～次第に基づき資料の説明～
職務代理者	ただいま、事務局より資料に基づき説明がございました。 前回の審議会では東近江市における改定状況について、情報提供いただいておりますが、東近江市の状況についてお教えいただけますか。
事 務 局	東近江市の状況ですが、前回の審議会では本年 9 月に引上げ改定に関する答申が審議会から提出されていた状況でございましたが、答申内容に基づいた改正条例案を市議会において議決され、来年 4 月から改定される予定でございます。
職務代理者	前回の改定案に加え、2 つのパターンの改定案をお示しいただきました。事務局から説明のあった内容について、ご意見などございましたらお願いします。
委 員	事務局案①で部長級の職員の改定率を用いておりますが、一般企業では部長級は経営層であるので同じ経営層の特別職の改定の基準として用いることが妥当であると考えますが、東近江市の改定状況を考えると県下 2 番目の位置づけを踏まえ、市長の給料月額が東近江市の改定内容を下回ることとなります。 改定の考え方として事務局案①を用いることとしつつ、市長給料月額の改定額については、千円単位を切り上げる形で 9 5 万円としてはどうでしょうか。
職務代理者	改定の考え方は昨年 of 答申内容を踏襲し、改定額はこれまでの千円単位から万円単位として額を設定してみてもどうかという意見がありました。 他の委員はいかがでしょう。
委 員	事務局案①でいいのかなと考えています。前回の資料では、類似団体との比較をすると平均額を下回っていたが、県内の団体との比較では 2 番目に高い水準でした。 昨今の社会情勢において、他の団体も同様に増額改定が見込まれますので、他の団体の動向を踏まえ、来年度にもう一度審議会を開催し、審議することは可能でしょうか。
事 務 局	審議会の開催時期については社会状況の変化等を踏まえながら必要に応じて開催することは可能です。

委 員	来年度もう一度開催が見込まれるのであれば、今回は事務局案①にして来年度に社会情勢や他の団体の動向を見て検討するのも方法としてあるのかなと思います。来年度の開催が見込まれないのであれば、改定額について工夫が必要なのかなと思います。
事 務 局	社会情勢や他の団体の動向を踏まえながら、開催時期については柔軟に対応したいと考えております。
委 員	東近江市の状況を踏まえると事務局案③でもいいかなと思います。毎年改定をすることが難しいのであれば、市長の給料月額を95万円まで引き上げてもいいのではないかなと思います。
委 員	市長の給料月額については東近江市を下回らないよう同額にしてもいいのではないかなと思います。
委 員	改定率については、事務局案①を使用することが妥当と考えます。東近江市の改定に関する考え方はどのような内容になるのでしょうか。東近江市と比べるものではありませんが、最低限同額を確保してもいいのかなと思います。
事 務 局	東近江市の改定に関する考え方については、類似団体との均衡を踏まえたうえで、改定額を算定されたものと聞き及んでいます。
委 員	東近江市だけでなく県内他市は改定を予定されていますか。
事 務 局	県内他市の改定状況は把握しておりませんが、近年では栗東市が改定されています。他の団体は一定期間改定されていない状況ですので、昨今の社会情勢や民間企業の賃上げ状況等を踏まえて、検討されているのではないかなと考えております。
職務代理者	各委員の意見の中で多かった意見としては、事務局案①を基準として改定しつつ、東近江市の状況を踏まえ、改定額を東近江市と同水準を確保するような意見でございましたが、その他に意見等はございますか。
委 員	来年度に開催してもう一度審議することが確定するのであれば、来年度の改定を見据えて今年度は事務局案①のままでもいいと思います。
職務代理者	私から申し上げるものでもないですが、一般職の給与改定は毎年の人事院勧告に基づいて実施されるものでありますが、特別職の改定については、なかなか毎年改定することは慣例的に難しい。毎年度審議会を開催して、議論することは可能であるとは考えます。
事 務 局	確認ですが、改定額については市長の給料月額のみ県内他団体との均衡を図るために万円単位へ端数調整を行い、他の職は端数調整を行わず改定率から算出される額とすることでよかったでしょうか。 仮に万円単位へ端数切上げとすると、結果的に事務局案③の改定額を上回る結果となります。また、これまでは千円単位で端数調整をしている中で、端数調整の考え方を改めることになるため整理が必要となります。
委 員	滋賀県は改定するにあたって万円単位に端数調整をされているので、滋賀県を参考にする形で改定率の考え方は事務局案①を用いたうえで改定額を四捨五入して万円単位にしてもよいのではないかなと思います。
委 員	東近江市を下回っているのは市長だけで差額も3千円と少額ですので、あまり気にしなくてもいいのではないかなと思います。

職務代理者	計算結果を踏まえた、考え方の整理は難しいですので、本審議会における基本の考え方としては事務局案①を基準とし、改定額については改定率から算出される計算結果によるものとして、東近江市の額を踏まえた端数調整は行わないということによろしかったでしょうか。
	(異議なし)
職務代理者	それでは、本審議会といたしましては、事務局案①のとおり改定するという ことで決定いたします。
職務代理者	それでは次第３．その他事項について事務局よりお願いいたします。
事務局	その他事項として本審議会の開催時期についてです。これまでは不定期な開催であったものを概ね３年から５年程度の期間をもって定期的な開催とし、その時々 の社会情勢等を踏まえて検討していく方向で考えておりますが、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思います。
職務代理者	これまでは社会情勢や他の団体の動向などを踏まえて必要に応じて審議会を開催していたが、定期的に当審議会を開催するということですが、皆様いかが でしょうか。
委員	チェックをするという意味でも定期的に開催することでいいと思います。
委員	選挙の時期をみてやってみてはどうでしょうか。定期的にやるとしても基準は いるかと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。次回以降の開催にあたっては、一定期間を設けた うえで定期的な開催を行っていく方向で進めさせていただければと存じます ので、引き続きよろしく願いいたします。
職務代理者	これをもちまして、草津市議員報酬および特別職給料審議会を終結いたします。
	～閉会 部長挨拶～